

販売代理店契約書

ECサイト「きたくる」生産者会員（以下「販売者」という。）と株式会社SARUNOMA（以下「代理店」という。）は、販売者が代理店に対して、販売者がECサイト「きたくる」（以下「きたくる」という。）に出品している商品の販売の代理権を付与することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（代理権の付与）

1. 販売者は、代理店に対し、本契約の有効期間中、販売者が「きたくる」に出品している商品（以下「本商品」という。）を、「きたくる」において独占的に販売する代理権を付与する。
2. 販売者が代理店に付与する代理権の範囲は次の各号に規定する行為に限られる。
 - (1) 本商品の「きたくる」における顧客との売買契約の締結
 - (2) 本商品の販売代金（以下「販売代金」という。）の請求及び受領

第2条（報告等）

代理店は、本契約に基づき販売代理を行った場合、販売者に対し、次の事項を通知する。ただし、この通知は「きたくる」のシステムにて行うこともできる。

- (1) 顧客の名称、住所、連絡先
- (2) 販売数量、販売代金
- (3) その他販売者が要求する事項

第3条（商品の発送）

販売者は、本契約に基づき販売代理が行われた場合、代理店が指定する配送業者にて顧客に対して速やかに商品を発送する。

第4条（販売代金の受領）

代理店は、本契約に従い、販売者の代理人として、販売代理に係る本商品の販売代金を顧客に対して請求し、顧客からこれを受領する。

第4条（販売手数料等）

1. 販売者は、代理店に対し、顧客から代理店が受領した本商品の販売代金（消費税込み）の20パーセント相当額を販売手数料として支払う。
2. 販売者は、代理店に対し、前項の販売手数料の外、商品配送伝票発行手数料、顧客が利用するクレジットカード決済手数料（顧客が支払う金額の総額）を支払う（前項の販売手数料と合わせて「販売手数料等」という。）。

3. 代理店は、次条（販売代金・販売手数料等の清算方法）に基づき、販売手数料等を、販売者に支払う販売代金から控除する方法により受領した後に、販売代理に係る顧客との契約が本契約の定めに基づき解除された場合（終了理由の如何は問わない。）、当該販売手数料を速やかに販売者に返還する。

第5条（販売代金・販売手数料等の精算方法）

1. 代理店は、自ら顧客から受領した販売代金の明細、及びこれに基づき計算した同月分の販売手数料等、並びに同期間に代理店が販売代理に要した費用（以下「販売費用」という。）を販売者に通知する。販売者は、当該通知の内容に相違がある場合、代理店に対し通知の上、当事者間で誠実に協議を行う。この通知は、「きたくる」のシステムにて行うこともできる。
2. 代理店は、次の区分にしたがって、入金された販売代金を、販売手数料等を控除した上で、販売者が指定する金融機関口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は販売者の負担とし、販売代金から控除する。
 - ① 15日までの販売代金についてはは当月末日まで
 - ② 15日以降当月末日までの販売代金については翌月15日まで

第6条（販売努力義務）

代理店は、「きたくる」において、積極的な営業活動を行い、販路拡大のために最善の努力を尽くす。また、代理店は、販売者の名誉若しくは信用を毀損する行為、本商品に対する信頼を傷つける行為その他の信義に反する行為を一切行ってはならない。

第7条（資料等の提供・保管）

1. 販売者は、代理店に対し、代理店が販売代理を行うにあたり必要となる、本商品の販売資料、本商品のパンフレット、商品説明書その他の販売促進物（以下総称して「販売促進物」という。）を無償で提供する。
2. 代理店は、本商品の販売にあたって必要な場合、販売者から提供された販売促進物を複製又は改変できる。
3. 代理店は、販売者から提供された販売促進物を自己の物と同等の注意をもって保管又は管理し、かつ本商品の販売以外の目的に使用してはならない。

第8条（返品対応）

1. 代理店は、販売者に対し、顧客から返品や返金を求められたときは、速やかにその旨を通知する。
2. 販売者は、顧客との間において前項の返品や返金の処理の必要があるときは、自らの責任でその対応をする。なお、代理店は、顧客からの返品や返金に関する連絡など対応に必要な限度での仲介は行うが、返品や返金に関する責任は一切負担しない。

3. 代理店は、販売者が返品や返金の対応をした場合であっても、販売手数料等の支払義務は免れず、その返金に対応しない。

第9条（商標等の使用許諾）

1. 販売者は、代理店に対し、販売者が保有する登録商標及びサービスマーク（以下「本商標等」という。）について、販売代理に必要な範囲で通常使用権を許諾し、代理店は次に掲げる条件の範囲内で本商標等を使用する義務を負う。
 - (1) 許諾商品 本商品
 - (2) 使用地域 日本国内
 - (3) 使用範囲 本商品の販売のため、販売促進物に付して使用すること
 - (4) 使用料 無償
2. 販売者は、代理店に対し、本商標等に係る商標権を販売者単独で保有していることを保証する。
3. 代理店は、本商品に関して本商標等以外の商標等を使用してはならない。
4. 販売者は、代理店に対し、販売代理のために必要な限度で代理店が第三者に第1項の条件の範囲内で本商標等の使用を許諾する権限を与える。代理店は、販売者の求めがあったときは、本商標等の使用を許諾した第三者の氏名等の情報を通知する。
5. 代理店は、第三者が本商標等を侵害していること又はそのおそれがあることを発見した場合、直ちに販売者にその内容を報告する。この場合、販売者は、自己の責任と費用負担で当該侵害又はそのおそれの排除若しくは予防のために必要な行為を行う。
6. 代理店による本商標等の使用に関して第三者から権利侵害の主張、損害賠償の請求その他の主張若しくは請求がなされた場合、又は本商標につき第三者から無効事由若しくは取消事由があると主張された場合（無効審判若しくは取消審判を請求された場合を含む。）、販売者がその責任と費用負担でこれに対処する。
7. 代理店は、本契約が終了した場合には、本商標等の使用を直ちに停止する。

第10条（通知義務）

販売者及び代理店は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 名称又は商号の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (4) 指定金融機関口座の変更

第11条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約の内容、並びに、本契約の目的に関連し

て、販売者又は代理店（以下本条において「開示者」という。）が相手方（以下本条において「被開示者」という。）に対し、書面・口頭のいかんを問わず秘密である旨を表示して、開示・提供した経営、技術、営業及び顧客に関する情報及びデータ（文書、図面、電子メール、電磁的記録媒体、口頭など開示・提供の方法を問わない。）並びにその複製物・複写物をいう。但し、次の各号のいずれかに該当する情報（個人情報を除く。）についてはこの限りではない。

- (1) 開示・提供を受ける前に知得していた情報
 - (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わないで正当に入手した情報
 - (3) 開示・提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
 - (4) 開示・提供を受ける前に公知となっていた情報
 - (5) 開示・提供を受けた後に自己の責に帰することができない事由により公知となった情報
2. 被開示者は、次の通り、秘密保持義務を負う。
- (1) 秘密情報を厳に秘密として保持すること
 - (2) 開示者の事前の書面による同意を得ないで、被開示者の役員及び従業員のうち秘密情報を知る必要のある者（秘密情報を知得した後に退職等した者を含む。以下本条において「被開示担当者」という。）以外の第三者に対し、秘密情報を一切開示・提供（漏洩も含む。）しないこと
 - (3) 秘密情報を本契約の目的以外に使用しないこと
 - (4) 秘密情報のうち開示者の事前の同意を得ないで、複製・複写しないこと
3. 前項第2号の規定にかかわらず、被開示者は、司法機関、行政機関その他の公的団体からの法令に基づく要求、又は弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザーその他これらに準じる法令上秘密保持義務を負う専門家に対し必要がある場合には、次の措置を取った上で、これらの者に対して当該秘密情報を開示・提供することができる。
- (1) 開示者に対して当該要求があった旨を速やかに書面で通知すること
 - (2) 当該秘密情報のうち、法令に基づき開示・提供が要求されている部分及び合理的に必要な範囲内の部分についてのみ開示・提供すること
4. 被開示者は、被開示担当者その他適法に開示した第三者に対し、本条に定めるのと同等の秘密保持義務を負わせる。
5. 被開示者は、本契約が終了した場合又は開示者が要求した場合、開示者の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄する。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとる。
6. 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続する。

第12条（個人情報の取扱い）

販売者及び代理店は、本契約に基づいて取扱う秘密情報に個人情報が含まれている場合

には、個人情報の保護に関する法律、関連法令及び規範（管轄省庁策定のガイドラインを含む。）に従い、並びに本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲内において個人情報を取扱い、本契約の目的以外で、これを取扱ってはならない。

第13条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 販売者又は代理店は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。但し、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 販売者又は代理店は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反または背信行為があったとき
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - (6) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (7) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (8) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (9) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - (10) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続開始の申立てが

あったとき又は債務整理の通知がされたとき

(11) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止もしくは変更又は解散の決議をしたとき

(12) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

3. 前二項に基づいて本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。
4. 販売者又は代理店のうち第1項又は第2項により本契約を解除された者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。
5. 販売者又は代理店が、第2項各号のいずれかに該当した場合又は本契約が解除された場合、当事者は当然に本契約及びその他相手方との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、当事者は、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 販売者及び代理店は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 販売者及び代理店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 販売者又は代理店は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
4. 本条に基づく本契約の解除は、解除した当事者から解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。
5. 本条に基づく本契約の解除がされた場合、これにより損害が発生した場合であっても、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできない。

第15条（不可抗力免責）

1. 天災地変、戦争、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為、販売者の指示・説明・提供資料、疫病・感染症の流行その他代理店の責に帰することのできない事由を原因とした本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、代理店は責任を負わない。
2. 本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能が、前項に記載した不可抗力による場合は、販売者は本契約を解除することができない。

第16条（有効期間等）

1. 本契約の有効期間は、販売者が「きたくる」の生産者会員として、自己の商品を出品している間とする。
2. 本契約の終了にかかわらず、第10条（秘密保持）第11条（個人情報保護）、第13条（反社会的勢力の排除）、及び本条の規定は、引き続きその効力を有する。

第17条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（誠実協議）

販売者及び代理店は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、本契約当事者双方記名押印の上各 1 通を保有する。

●●年●月●日

販売者：

代理店：

別紙 1 本商品/本サービスの一覧

別紙2 本商標等

1. 商標

2. サービスマーク等

以上